

小林市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、定期監査（学校監査）を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

令和4年10月6日

小林市監査委員 畠中 光男
小林市監査委員 坂下 春則

定期監査結果報告

1. 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく監査（学校監査）

2. 監査を実施した監査委員

小林市監査委員 畠中 光男

小林市監査委員 坂下 春則

3. 監査の対象

小林小学校、細野小学校、西小林小学校、南小学校、幸ヶ丘小学校

細野中学校、西小林中学校

4. 監査の範囲

令和4年度予算の執行状況、扶助費の経理状況、施設の維持管理状況、備品の管理状況、薬品の管理状況等

5. 監査の実施期間

令和4年8月22日及び8月23日

6. 監査の着眼点

主な着眼点は、次のとおりである。

- (1) 予算が適正に執行されているか。
- (2) 扶助費の経理が適正に行われているか。
- (3) 市費負担職員の勤務管理は適切に行われているか。
- (4) 郵券の管理は適切に行われているか。
- (5) 備品の管理は適切に行われているか。
- (6) 薬品の管理は適切に行われているか。

7. 監査の方法

教育委員会及び各学校から提出された予算執行状況調、各種扶助額調、学校経営計画等により内容説明を聴取するとともに、予算執行状況については、提出された資料と予算関係書類との照合を行った。

また、各種備品及び薬品の管理状況については、担当教諭等の立会いの下に保管状況を確認した。

8. 監査の結果

監査の結果、学校所管の財務に関する事務は、法令等に従い、おおむね適正に執行されているものと認めた。

しかし、公文書における不適切な文具（鉛筆、消せるボールペン、砂消しゴム）の使用が見られた。これらについては、記載内容の信ぴょう性を欠き、文書改ざんの疑念を生じさせることになるため、事務の改善を図られたい。

また、一部において、次のとおり是正及び改善を要する事項が見受けられたので、所要の措置を講じられたい。なお、軽微な事項については、口頭で改善を要望したので、記述を省略する。

(1) 予算の執行状況について

歳出予算の執行について、提出された関係書類を照合した結果、計数上の誤りは認められず、おおむね適正に執行されていることを確認した。

しかし、一部の学校において、見積書に不適切な訂正（砂消しゴム）が見られた。

(2) 扶助費の経理状況について

扶助費の経理状況について、関係書類を確認した結果、小林市要保護児童生徒就学援助費及び準要保護児童生徒等就学援助費並びに特別支援教育就学奨励費に関する要綱に基づき、おおむね適正に処理されていた。

しかし、一部の学校において、準要保護児童生徒就学援助費申請書の校長所見欄に記入漏れが見られた。また、扶助費の支給事務において、「個人支給明細書及び領収簿」の作成漏れ及び領収月日の記入漏れが見られた。

(3) 勤務管理（市費負担職員分）について

会計年度任用職員の勤務管理について、関係書類との照合を行った結果、

おおむね適切な管理が行われていた。

しかし、一部の学校において、休暇簿に不適切な文具（消せるボールペン）の使用、特別休暇の学校教育課長及び教育部長印漏れ、年次有給休暇の申請誤りが見られた。また、在勤地内等旅行命令簿において、校長の承認印漏れ、距離数及び金額欄に鉛筆書きが見られた。

(4) 郵券の管理について

郵券（切手、はがき）について、現物と受払簿の残高との照合を行うとともに、使用目的、保有枚数及び受払簿の整備状況を監査した結果、適切な管理が行われていた。

(5) 備品の管理について

学校における備品の管理状況について、購入や廃棄等に伴う備品台帳の整備状況の確認に加え、一部抽出により現物との照合を行った結果、おおむね適切な管理が行われていた。

しかし、一部の学校において、備品シールの貼付漏れが見られた。

(6) 薬品の管理について

① 理科薬品について

理科室及び理科準備室は整理整頓されており、薬品保管庫は施錠され、おおむね適切な管理が行われていた。

しかし、一部の学校において、薬品台帳に購入した薬品の登載漏れ、使用量の記入漏れ、毒物及び劇物区分の記入漏れが見られた。また、毎月実施すべき劇物の在庫点検が不定期の実施となっていた。「薬品管理の手引き」（宮崎県教育委員会）により、適切な管理を行うよう改善されたい。

② 保健薬品について

保健室は整理整頓されており、薬品保管庫は施錠され、適切な管理が行われていた。